防災

日頃から災害に備えて被害を最小限に！

昔から「災害は忘れたころにやってくる」と言われていますが、九州・中国地方の土砂災害や関東地方のゲリラ豪雨など最近の災害は、「いつでもどこでもやってくる」といっても過言ではありません。

災害から生命・身体・財産を守るためには、市民一人ひとりの防災に対する意識を高めることが必要であり、日頃から災害に対する備えや、「向こう三軒両隣」の精神と町内会の自主防災組織により、地域住民同士助け合うことがとても大切です。

8月30日から9月5日までは、「防災週間」。9月1日は「防災の日」です。この機会に、家庭や地域の防災意識を高め、災害に対する備えをチェックしてみましょう。

家族で防災について話し合おう

災害時には、家族全員が協力し合うことが必要となります。そのために、日頃から家族が防災について話し合う機会を持ちましょう。

家族防災会議は、一度で終わりにするのではなく、月に1回程度、定期的に繰り返しておけば安心です。また、テレビなどでの災害のニュースなどは家族防災会議を開く上でのいい機会です。

家族防災会議のテーマ

- 一人ひとりの役割分担を決める
- 家の内外の危険箇所をチェックする
- 避難場所、避難経路を確認する
- 非常持出品をチェックする
- 防災用具や非常備蓄品をチェックする
- 離ればなれになったときの連絡方法を確認する

【表１】家屋周辺の点検

項　目	チェックポイント
屋　根	トタンが剥がれたりしていないか
	アンテナはしっかり固定されているか
ベランダ	強風で飛ばされそうな物は置いていないか
窓ガラス	ひび割れ、破損、ぐらつきはないか
庭など家屋周辺	危険物や避難の妨げになるものがないか
車　庫	シャッターが外れそうになっていないか

大雨や台風などの風水害に備える

大雨や台風は、日本各地に毎年のように大きな被害をもたらしていますが、来襲時期や規模などは気象情報などにより、ある程度予測することができます。

台風時に多く発生する人的被害のひとつに、風や雨が強くなってからの屋外作業があげられます。

家屋周辺の点検【表1】を日常的に行うことで、このような被害を防ぐことができます。

自分で対応できないものは、早めに専門業者などに相談しましょう。

【表２】風の強さと吹き方・被害

平均風速(秒速)	予報用語	吹き方	被　害
１０～１５未満 時速　約50Km	やや強い風	風に向かって歩きにくくなり傘がさせない	取り付けの不完全な看板やトタン板が飛び始める
１５～２０未満 時速　約70Km	強い風	風に向かって歩けず、転倒する人もでる	ビニールハウスが壊れ始める 樹木の小枝が折れる
２０～２５未満 時速　約90Km	非常に強い風	しっかりと身体を確保しないと転倒する	鋼製シャッターが壊れ始める
２５～３０未満 時速　約110Km	非常に強い風(暴風)	立っていられない 屋外の行動は危険	樹木が根こそぎ倒れ始め、ブロック塀が壊れ外装材がはがれ飛び始める
３０以上 時速　約110Km以上	猛烈な風	家屋の屋根が飛ばされる	木造住宅の全壊が始まる

【表３】雨の強さと降り方・被害

１時間降水量(ミリ)	予報用語	降り方	被　害
１０～２０未満	やや強い雨	ザーザーと降る	長く降り続く時は注意が必要
２０～３０未満	強い雨	傘を差していてもぬれる程のどしゃ降り	側溝や下水、小さな川があふれ小規模の崖崩れが始まる
３０～５０未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	山崩れ･崖崩れが起きやすくなり、危険地帯では避難の準備必要
５０～８０未満	非常に激しい雨	滝のように降りあたりが水しぶきで白くなる	マンホールから水が噴出したり、土石流が起こりやすくなり多くの災害が発生する
８０以上	猛烈な雨	息苦しい圧迫感があり恐怖を感じる	大規模な災害が発生する恐れが強く厳重な警戒が必要

また、日頃から天気予報などの気象情報に注意し、災害の恐れがあるときは早めに避難の準備をしましょう。【表2、3】

地震や津波災害に備える

日本は、世界有数の地震国です。日本では、震度4以上の地震が毎年30回程度発生しており、いつどこで発生してもおかしくはありません。

しかし、地震発生を予測することは大変難しいため、日頃からの地震に対する備えが大切です。

阪神・淡路大地震では、家屋の倒壊や家具の転倒などにより多くの人的被害が発生しました。

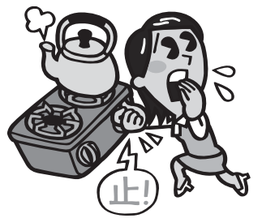

日頃から身の回りの危険箇所を見直し、家の中の安全対策【表4】をしておきましょう。

地震が発生したら、落ち着いて、まず自分の身を守ることを優先に行動しましょう。【表5】

また、地震の震源によっては、津波を警戒しなければなりません。特に、海岸付近にお住まいの方や、海岸付近にいる場合、強い地震や長い揺れを感じたらすぐに安全な場所へ避難することが必要です。

テレビやラジオなどの情報に注意し津波発生の情報があった場合、一刻も早くその場を離れ、できるだけ高く安全な場所に避難しましょう。

市では、津波ハザードマップを作成し平成23年4月以降全家庭に配布の予定です。

非常持出品を備える

災害が発生すると、「停電」「断水」「避難所に非難」など突如として日常とかけ離れた生活が余儀なくされます。

このような場合に備え、日頃から非常時に必要な持出品を準備しておきましょう。

また、「非常持出品」は、各家庭によってそれぞれ用意する内容が違います。

例えば、乳幼児がいる家庭、要介護者がいる家庭など各家庭の家族構成や事情に合わせた準備をし、使用するときに支障がないよう定期的に点検しておきましょう。

【表４】家の中の安全対策ポイント

①家具のない安全な場所を確保する
②出入り口や通路に物を置かない
③家具の転倒・落下を防止する対策をとる
④寝室や子ども、高齢者、病人のいる部屋には倒れそうな家具を置かない
⑤ガラスには飛散防止フィルムをはる
⑥非常持ち出し品は、取り出しやすい場所に置く

【表５】地震発生時の行動パターン

地震発生	●落ち着いて、自分の身を守る ■机の下などへもぐる　倒れてくる家具や落下物に注意する ●火の始末はすばやく ■コンロの火を消し、ガスの元栓を閉める ■揺れが激しいときは無理をせず、大揺れがおさまってから火を消す ●ドアや窓を開けて、逃げ道を確保する
１～２分	●火元を確認、出火していたら初期消火 ●家族の安全を確認 ●靴を履く ■ガラスの破片などから足を守る ●非常持ち出し品を手近に用意する
３分	●隣近所の安全を確認 ■特に、一人暮らし高齢者、就学前児童などがいる世帯には積極的に声をかけ、安否を確認する ■火が出ていたら大声で知らせ、協力して消火する ●余震に注意 ■大きな地震の後には余震が発生する
５分	●ラジオなどで情報を確認 ■間違った情報にまどわされないように注意する ●電話はなるべく使わない ●家屋倒壊などの恐れがあれば非難する ■ブロック塀やガラスに注意。車は使用しないこと
５～１０分	●子どもを迎えに ■保育所(園)・幼稚園や小・中学校に子どもを迎えに行く ■自宅を離れる時には、行き先を書いたメモを目立つ場所に残す ●さらに出火防止を ■ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る
１０分間～数時間	●消火・救出活動 ■隣近所で協力して消火や救出を実施する ■あわせて消防署等へ通報する
３日くらい	●生活必需品は備蓄でまかなう ■災害発生から３日間は、外部からの応援は期待できない ●災害情報、被害情報の収集 ■テレビ、ラジオ、市の広報など公的な情報を得るよう努力する ●壊れた家には入らない ●引き続き余震に警戒
避難生活では	●自主防災組織を中心に行動する　●集団生活のルールを守る ●助け合いの心で

市では防災組織の立ち上げをお手伝いしています

防災は地域住民の協力が重要です

自主防災組織とは？

防災の基本は、「自分の身は自分で守る」です。しかし、災害から守らなければならないのは自分の身だけではなく、家族、財産、友人、愛するまち…です。

これらを守るためには、市や個人の防災対策だけでなく、地域の住民がともに協力し合って取り組む「自主防災組織」の活動が重要になります。

自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを目的に町内会などの住民で結成される、いちばん身近な防災活動組織です。

自主防災組織の役割は？

大規模な災害が発生した場合、消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。

そういう場合でも、自主防災組織が迅速に救出・消火活動を行えば火災の広がりを抑えたり、逃げ遅れた人や建物に埋もれた人を発見・救出することができます。

過去の大災害でも地域住民の活動が大きな効果を発揮しています。

災害時の自主防災組織の役割は、「情報連絡」「救出・救護」「消火活動」「避難誘導」「給食・給水」などの分野にわたります。

大きな災害が起こったとき、被害を防止・軽減し、自主防災組織が役割を機能的に果たすためには、普段からの防災活動が重要です。

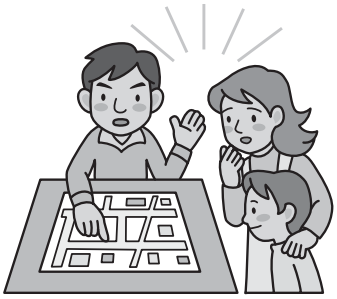

市では、町内会の自主防災組織立ち上げの手伝いを致します。一緒に考え町内会が活動しやすい組織を作りましょう。気軽にお問い合わせください。

防災連絡員とは？

町内会と市との双方向の情報伝達システムの構築を目指し、町内会住民の安心安全を図るために、町内会と市との間で防災情報の架け橋となっていただく方です。

防災連絡員の役割は、平常時の情報連絡網の整備や地域危険情報の通報のほか、災害時には、市からの情報伝達や住民とともに自主避難などをしていただきます。

市では、町内会との情報交換を確実にするためメール送信を考えております。

「防災連絡員」の方が携帯電話（メール機能）を所持している場合は、市役所のメールアドレスに町内会名と氏名を送信していただければ、市の防災パソコンに登録の上、正確な情報を迅速に送信いたします。

また、市では、すべての町内会への防災連絡員の配置を目指していますので、ご協力をお願いします。

■防災連絡員の登録は下記まで
bousai@e-rumoi.jp

記事についてのお問い合わせは
市・総務課　☎42・1801